

副本

令和4年（行コ）第198号 持続化給付金等支払請求控訴事件

控訴人

被控訴人 国（所管行政庁 中小企業庁）

ほか2名

答 弁 書


令和4年11月24日

東京高等裁判所第14民事部イ（ホ）B係 御中


被控訴人指定代理人

〒102-8225 東京都千代田区九段南1丁目1番15号九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部（送達場所は別紙のとおり）

部 付 奥江隆太 

部 付 友延裕美 

上席訟務官 石井克典 

訟務官 針生 

法務事務官 中村志緒香 

〒100-8901 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省 中小企業庁長官官房総務課

経済産業事務官 杉山春男 

経済産業事務官 村川拓也 

経済産業事務官 田中一軌 

経済産業事務官 池永優太 

経済産業事務官 小澤文徳 

訟務・債権管理専門官 田中隆博

第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 本件控訴を棄却する
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする
- 3 仮執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、
 - (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
 - (2) その執行開始時期を判決が被控訴人に送達された後14日経過した時とすることとの判決を求める。

第2 はじめに（事案の概要等）

1 事案の概要

本件は、風営法2条5項に定める性風俗関連特殊営業を行う控訴人が、持続化給付金及び家賃支援給付金の支払等を求める事案である。

本件の中心的な争点は、本件各給付金について性風俗関連特殊営業を行う事業者に給付しない旨定める本件各不給付規定が憲法14条1項に違反し無効であるか否かである。

2 被控訴人の主張の骨子

原判決は、要旨、性風俗関連特殊営業を行う事業者について本件各給付金の給付対象から除外している本件各不給付規定が合理的理由のない差別に当たるとはいえず、憲法14条1項に違反しないとした上で、本件各不給付規定の下では控訴人は本件各給付金の給付対象者ではなく、被控訴人との間で本件各給付金に係る贈与契約が成立したとは認められないとして、本件訴えのうち確認請求の部分を却下し、その余の控訴人の請求をいずれも棄却した。

これに対し、控訴人は、2022年8月19日付け控訴理由書（以下「控訴理由書」という。）において、原判決が依拠する憲法14条1項への適合性の判断枠組みや、それへのあてはめには誤りがあるとして原判決の判断を論難し、

本件各不給付規定は同項に違反する旨主張する。

しかしながら、控訴人の主張は、いずれも原審における主張の繰り返しか、独自の見解に基づいて原判決を批判するものにすぎず、それらの主張に理由がないことは、原審における被控訴人の主張及び原判決の判示から明らかである。

したがって、本件控訴は理由がなく、速やかに棄却されるべきであるが、被控訴人は、以下において、念のため、控訴理由書における控訴人の主張に対し、必要と認める範囲で反論する。

なお、略語等については、本書面で新たに用いるものを除き、原判決の例により、原判決に略語等がないものは、被控訴人の原審における準備書面(以下、被控訴人の原審における準備書面については、「原審被告準備書面(1)」などという。)の例による。

第3 本件各不給付規定が憲法14条1項に違反するか否かの判断枠組みに係る原判決の判示は正当であり、これを論難する控訴人の主張に理由がないこと

1 原判決の判示

前記第2の1のとおり、本件の中心的な争点は、本件各不給付規定が憲法14条1項に適合するか否かであるところ、原判決は、同条の趣旨につき、「憲法14条1項は、法の下での平等を定めているが、同規定は合理的理由のない差別を禁止する趣旨のものであって、各人に存する経済的、社会的その他種々の事実関係上の差異を理由としてその法的取扱いに区別を設けることは、その区別が合理性を有する限り、何ら同規定に違反するものではない」と判示する。そして、原判決は、「給付基準の策定に当たっては様々な政策的・政治的な考察に基づく検討を要するものといえるから、給付基準の策定は当該給付行政の実施主体たる行政庁の合理的な裁量判断に委ねられている」とした上で、「その裁量の範囲は広範なものになるといわざるを得ない」とし、これらを踏まえ、本件各不給付規定が憲法14条1項に違反するか否かについては、「そのよう

な区別をする目的に合理的な根拠があり、かつ、その区別の具体的内容が上記の目的との関連において不合理なものではなく、行政庁の合理的な裁量判断の範囲を超えるものではないと認められる場合には、当該区別は、合理的理由のない差別に当たるとはいえず、憲法14条1項に違反するということとはできない」と判示する（以上につき、原判決・9ないし11ページ）。

2 本件各不給付規定につき、給付行政に係る広範な行政裁量が認められないとする控訴人の主張に理由がないこと

(1) 控訴人は、本件各不給付規定について、原判決がというような給付行政に係る広範な行政裁量が認められるべきでないとして主張する。その理由として、控訴人は、「本件不給付規定にはそもそも給付行政に政策的な裁量が認められる理由であるところの、当該行政組織の有する専門的知識は要しないから、本件不給付規定の違憲・違法審査にあたっては、広範な行政裁量を認める理由はない」ことを挙げる（控訴理由書第2の1・7及び8ページ）。

(2) しかしながら、原審被告答弁書第7の1(2)（19ページ）並びに原審被告準備書面(2)第3の3(2)及び(3)（14ないし21ページ）で述べたとおり、本件各給付金事業のような給付行政においては、多数の政策上の必要性の中から実際に補助等を行うものを選択し、財政上の負担を考慮の上、より効果的な方法、対象範囲、時期等を選択し決定する必要があるものであり、給付金等をいかなる基準でいかなる範囲の者にどの程度給付することとするかは、行政庁の合理的な裁量判断に委ねられているといえる。そして、憲法14条1項に係る憲法適合性審査においては、当該立法分野において問題とされる事柄がどのような性質のものであるか等、当該立法の当該規制に応じた裁量の内容を実質的にした上で、さらには、当該区別の対象となる権利の性質、区別及び態様等に関する具体的な考察を経た上で、当該区別が「合理的な区別」かどうかということが検討されてきたのであって、このような裁量の考慮は、行政庁がある給付行政に係る行政契約上の規程を策定する際に、

給付対象者にいかなる者を含めるか、その範囲を画する政策判断の当否が問題とされる本件においても本質的に異なることはないというべきである。本件各不給付規定の策定についても、給付行政としての政策目的の観点や我が国の財政事情といった事柄に関わるものであって、行政庁としての規程策定の広範な裁量自体は否定できるものではないから、高度の専門技術的な考察が介在する余地がないかどうかという点にのみに着眼して行政庁の規程策定に係る裁量を殊更に否定することも誤りである。

本件各不給付規定は、いうまでもなく本件各給付金事業の下での給付対象者の選別に関わるものであり、その憲法14条1項への適合性の審査は、広範な行政裁量が前提とされるべき典型的な場面といえることができる。そのことは、本件各不給付規定が特定の業種の事業者を除外するという形式で定められていることによっても何ら左右されない。本件各不給付規定につき広範な行政裁量を否定し、厳格な審査基準を適用すべきとする控訴人の立論は、行政裁量の在り方を正解しない独自の見解というほかなく、理由がない。

3 本件各不給付規定が「地位の格下げ」あるいは「スティグマの押し付け」であるとして、厳格な審査基準を採用すべきであるとする控訴人の主張に理由がないこと

(1) 控訴人は、本件各不給付規定のように単なる区別的取扱いを超え、特定のマイノリティを差別し、地位の格下げ、スティグマの押し付けをもたらすような政策は、区別を生じさせることを目的とし、対象のマイノリティに深甚な害悪を及ぼすから、その合理性を慎重に審査すべきであると主張する（控訴理由書第2の5・10ないし12ページ）。

(2) しかしながら、原判決も正当に判示するように（原判決・18及び19ページ）、本件各不給付規定は、性風俗関連特殊営業事業者の風営法上の位置づけ等を踏まえ、国庫からの支出により廃業や転業を可及的に防止して国が事業の継続を下支えすることを目的とした給付金の対象から除外するもので

あって、区別を生じさせること自体が目的であるとか、「地位の格下げ」ないし「スティグマの押し付け」を目的とするものであるなどといえないことは明らかである。かかる事情をもって憲法適合性の審査基準を厳格に設定すべきとする控訴人の主張は、本件各不給付規定の趣旨を正解せず、的確な根拠も伴わないでする控訴人独自の見解にとどまるものである。原判決は、地位の格下げやスティグマの押し付けになり得るかは、「当該区別について、その目的の合理性や同目的との合理的関連性の有無を検討する際に考慮すべきであるのは格別、前記判断枠組みを左右すべき事情とまでは解することができない」と判示するところ（原判決・11ページ）、もとより正当である。

4 原判決が給付対象者の基準策定に当たり考慮されるべきとした要素（控訴人のいう「各必要的考慮事項」）につき、憲法適合性の審査に当たって全て考慮すべきとする控訴人の主張に理由がないこと

(1) 控訴人は、原判決が自ら挙げた「各必要的考慮事項」について、ほとんどまともに審査していないとし、このような恣意的な考慮事項の検討は著しく不当であるとなどと、憲法適合性に関する原判決の判断の在り方を論難する。ここで、控訴人がいう「各必要的考慮事項」とは、原判決第3の1(1)イ(10ページ)で述べられている給付基準の策定に当たっての各考慮事項を指すものと考えられるところ（控訴理由書第3の1(1)・13及び14ページ）、控訴人は、これらにつき、本件各不給付規定の違憲審査に当たって全てが「文字通り必要的に検討されるべきである」とした上で、上記の批判をするものである（控訴理由書・14ページ）。

(2) しかしながら、原判決は、給付行政において給付基準を策定するに当たって、控訴人がいう「各必要的考慮事項」を考慮すべきものとしつつ、加えて、他の施策との整合性や政治的中立性、政教分離の原則への配慮、納税者の理解を得られるものとなるような配慮をすることも許され、給付基準の策定に当たって様々な政策的・政治的な考察に基づく検討を要するものといえるか

ら、給付基準の策定は当該給付行政の実施主体たる行政庁の合理的な裁量判断に委ねられていると述べるものである（原判決・10ページ）。そのため、原判決が、本件各不給付規程の違憲審査に当たって、控訴人がいう「各必要的考慮事項」の全てにつき必要的に検討されるべきであるとの判断枠組みを採用していないことは明らかである。当然のことながら、給付対象者の選別に当たり、上記各事情につきどのように軽重を付けつつ考慮するかの判断の有様は実施する事業の政策目的等に応じ様々であり、一律に定めるにはなじまないのであって、正にこのことが、給付対象者に係る基準の策定につき広範な行政裁量が承認されるべきゆえんでもある。そして、策定された給付基準が裁量権の逸脱濫用に該当するか否か、ひいては憲法14条1項に適合するか否かの審査も、そのような行政庁の判断の有様を踏まえたものになると解されるのであり、そうである以上、裁量審査ないし憲法適合性の審査に当たって、控訴人がいうように「各必要的考慮事項」の全てを逐一検討すべきものなど一概にはいえないこともまた明らかであって、上記のとおり、原判決もこのような考え方を当然の前提としているところである。

控訴人の主張は、給付対象者の選定に係る裁量権の在り方についての的確な理解を欠いたものであるのはもとより、控訴人のいう「各必要的考慮事項」につき、あてはめにおいてこれらを全て検討しないのが「自己矛盾、論理矛盾」などと非難するに至っては（控訴理由書・14ページ）、控訴人がいう「各必要的考慮事項」に言及する原判決の趣旨をも正解しないものというほかはない。いずれにせよ、控訴人の主張は理由がない。

5 その他、本件各不給付規定の憲法適合性の判断枠組みに絡めてなされた控訴人の主張に理由がないこと

(1) 納税者や大多数の国民の理解を憲法14条1項適合性の審査の考慮事項とすることが誤りであるとする控訴人の主張に理由がないこと

ア 控訴人は、納税者の理解や大多数の国民の理解を憲法14条適合性の審

査で考慮ないし重視することは、大多数の国民が有する不当な差別感情を理由として別異の取扱いを正当化することになるから、許されるべきでないとする（控訴理由書・8ページ）。

イ しかしながら、原審被告準備書面(2)第3の4(2)（21ないし23ページ）で述べたとおり、本件各給付金事業の目的は、経済政策として、給付金の給付対象事業者の事業の継続ないし再起を下支えすることであり、(持続化給付金規程2条、家賃支援給付金規程2条)、その具体的な制度の構築に際して、事業の下支えをすることにつき国庫からの給付金の捻出につき国民の理解を得られるかどうかを考慮することは、国庫がほかならぬ国民による税収入を主要な財源とする以上、何ら不合理なことではない。控訴人において、納税者や大多数の国民の理解を憲法適合性の審査において考慮することが、すべからず不当な差別感情を理由とする区別の正当化につながるかのようにいう点も、およそ的確な根拠を見だし難いものである。控訴人の主張には理由がない。

(2) 本件各給付金事業を所管する中小企業庁が所管しない施策との整合性を確保する要請につき、広範な行政裁量の根拠とすべきでないとする控訴人の主張に理由がないこと

ア 控訴人は、本件各不給付規定につき、風営法という他の施策の整合性という観点から定められたものであって、本件各給付金事業を所管する中小企業庁の設置目的や任務、本件各給付金の目的とは関連性を有しないから、広範な行政裁量を認めるべき根拠にはならないと主張する（控訴理由書・9ページ）。

イ しかしながら、本件各給付金事業を実施するのが中小企業庁であるとしても、国の施策として実施する以上、国の他の行政機関が実施する施策との整合性が確保されるべきなのは当然のことであるし、中小企業庁設置法における所管事項の定めが、かかる考慮の制約になるとはいえない。また、

本件各給付金事業の目的を踏まえても、他の施策との整合性を考慮することの必要性ないし合理性が失われるものではない。そして、このような考慮の必要性が、広範な行政裁量を承認すべき根拠となり得ることも、また明らかである。この点、原判決も、給付行政の給付基準の策定に当たり、「当該給付の実施が他の政策目的の実現を阻害することとならないように、他の政策との整合性についても考慮することが必要である」と判示しているところ（原判決・10ページ）、当該判示はもとより正当である。控訴人の主張には理由がない。

6 小括

以上のとおり、原判決の採用した憲法適合性の判断枠組みを論難する控訴人の主張は、いずれも理由がない。

第4 本件各不給付規定の審査における原判決のあてはめを論難する控訴人の主張に理由がないこと

1 本件各不給付規定が憲法14条1項に違反しないとした原判決の判示が正当であること

原判決は、その判示に係る憲法14条1項適合性の判断枠組み（前記第3の1）を前提として、まず、本件各不給付規定の目的につき、「性風俗関連特殊営業は、人間の本来の欲望に根差した享楽性・歓楽性を有する上、その本来的に備える特徴自体において、風営法上も国が許可という形で公的に認知することが相当でないものとされていることに鑑み、本件各給付金の給付対象とすること、すなわち、国庫からの支出により廃業や転業を可及的に防止して国が事業の継続を下支えする対象とすることもまた、大多数の国民が共有する性的道義観念に照らして相当でないとの理由によるものと解される。」と判示する。そして、このような「本件各不給付規定の目的には、合理的な根拠があるものと認められる」とした上で、「本件各給付金の給付対象とすることが相当でな

いのは、性風俗関連特殊営業が一般的・典型的に有する上記のような特徴によるものであるから、性風俗関連特殊営業を行う事業者を一律に本件各給付金の給付対象から除外することは上記目的との関連において不合理なものではなく、行政庁の合理的な裁量判断の範囲を超えるものではないと認められる」として（以上につき、原判決・18ページ）、本件各不給付規定が「合理的理由のない差別に当たるとはいえず、憲法14条1項に違反するということとはできない」と結論付けている（原判決・20ページ）。以上の判示は、もとより正当なものである。

2 原判決のあてはめを論難する控訴人の主張は、いずれも理由がないこと

(1) 本件各不給付規定の目的に関する原判決の認定判断を論難する控訴人の主張に理由がないこと

ア 控訴人は、前記1で述べた本件各不給付規定の目的に係る原判決の認定判断の過程につき、「多くの誤りがある」として、るる主張する（控訴理由書第3の2(2)・17及び18ページ）。

イ しかしながら、原判決は、風営法上の性風俗関連特殊営業の位置付けについて、同営業とともに同法の規制対象とされている風俗営業との規制の在り方の対比や国会における政府答弁を踏まえつつ明らかにした上で（原判決・13ないし17ページ）、それを踏まえ、本件各不給付規定の目的につき前記1のとおり認定判断するところ、その判断過程に何ら不合理な点はない。控訴人は、これにつき、風営法の趣旨をねじ曲げる強引な認定であるとか、論理の飛躍があるとか、あるいは推認する論拠が薄弱であるなどと原判決をるる批判するが、いずれも当を得たものではない。

取り分け、控訴人が本件各不給付規定の目的に関する原判決の推認につき合理性が欠けるとし、その理由として、①コロナ禍という未曾有の状況下において、性風俗関連特殊営業に対して本件各給付金を給付することに理解を示す国民がいるはずである、②本件各給付金は確定申告を適法に

行っている事業者には支給されないところ、性風俗関連特殊営業が国民の理解などといったあいまいな理由で支給を拒否されるのであれば、他の納税者も、あいまいな理由で不利益に扱われ得ると考えて、性風俗関連特殊営業にも支給することを相当と考えるはずである、③中小企業庁の所管外に関する国民の理解を認定するには特に具体的な資料が必要である、④「性的道義観念」に係る考慮事項は、性道徳や性の在り方という本来個人的でプライベートな事柄について国家が公権的な判断を行い固定的な価値観を示すことになるところ、そのことに危機感ないし拒否感を抱く国民が「大多数の国民」から排除される危険がある、といった点を挙げている部分（控訴理由書第3の2(2)の7ないし11段落・18ページ）は、仮に本件各不給付規定の目的に合理性が欠けている旨をいう趣旨であると解したとしても、以下述べるとおり、いずれも当を得た指摘とはいえない。

すなわち、まず①についていうと、性風俗関連特殊営業の事業者に本件各給付金を給付することに理解を示す国民が存在するとしても、そのことをもって、直ちに本件各不給付規定の目的が不合理であるということにならないことは自明である。②について、持続化給付金規程11条が、確定申告をしていない場合等における申請書類の代替書類を規定していることから明らかなように、給付対象者が確定申告を行っている者だけに限定されているものではないのであって、控訴人の主張は、前提を誤るものである上、本件各不給付規定の目的が曖昧であるなどという点も当を得ないものであるが、そのことをおいても、国民の理解が得られないことが不給付の理由とされることにより、他の納税者の地位にある者が、自らも不利益に扱われ得ると考えて、性風俗関連特殊営業への給付を相当と考えるであろうなどと推論すべき根拠はにわかに見いだし難い。もとより、性風俗関連特殊営業を営む者が納税義務を果たしていたとしても、そのことから直ちに当該事業の継続を公的資金を支出して支えることが相当であるとい

えないことについては、原判決が正当に判示するとおりである（原判決・19及び20ページ）。③について、本件各給付金事業を実施するのが中小企業庁であっても、当該事業の実施に当たり、性風俗関連特殊営業の位置付けとの整合性といった、原判決が認定判断するような本件各不給付規定の目的に関わる事情を考慮する必要性ないし合理性は何ら左右されるものではないし（この点につき、前記第3の5(2)も参照）、この場合にのみ、合理性が肯定されるのに必要な資料につき殊更具体的なものが必要とされる理由はない。そして、④について、本件各不給付規定の内容は、性風俗関連特殊営業を営む者につき、事業継続の下支えを目的とした給付金を給付しないというにとどまり、国家が性道徳や性の在り方に関して何らかの価値観を直接示すものではないことは明らかである。

以上のとおり、控訴人が挙げる諸点は、本件各不給付規定の目的に合理的な根拠があるとした原判決の判断の正当性を何ら左右するものではなく、控訴人の主張は理由がない。

(2) その余の控訴人の主張も理由がないこと

その他、控訴人は、「各必要的考慮事項」であるとして挙げられた事項につき、網羅的にあてはめを試みた上で、るる原判決を批判している（控訴理由書・13ないし22ページ）。しかしながら、控訴人のいう「各必要的考慮事項」の全てが憲法適合性の審査においても必要的な考慮事項であるという前提がそもそも誤りといわざるを得ない上（前記第3の3）、そのことをおいても、いずれも総じて控訴人独自の見解にとどまるものであり、およそ原判決の正当性を左右し得るものではない。

なお、控訴人は、予算上の考慮について言及して、令和2年5月20日開議の第201回国会衆議院地方創生に関する特別委員会における委員の答弁を引用し、「本件各給付金の給付について（中略）「予算が二・三兆円で、先ほどの答弁だと、今は三千億円、〇・三兆円ですよ。まだまだ残っている」

(中略) のとおり一定の余裕があった」(控訴理由書・20ページ) のであるから、例外的に不給付とする事業者を選定する必要性はなかったと主張している。この点、引用されている答弁は、持続化給付金に係る予算についてのものであり、本件各給付金に係る予算について言及したものではない上、持続化給付金の申請開始日が令和2年5月1日であるところ、上記答弁がされた令和2年5月20日の時点では約0.3兆円を消化したのみであったが、その後、2次補正予算及び予備費が投入され、令和2年度末には約5.5兆円を給付するに至っており、予算に余裕があるとする控訴人の主張は、事実と反している。この点をおくとしても、前記1で述べたとおり、本件各不給付規定は、性風俗関連特殊営業事業者の風営法上の位置付け等を踏まえ、公的資金を支出して事業継続を下支えすることを目的とした給付金の対象から除外するものであって、その趣旨からすれば、性風俗関連特殊営業事業者につき、公的資金を支出して支えることが相当な事業であるといえない以上、仮に本件各給付金に係る予算に余裕がある状況であったとしても、本件各給付金の給付対象者とすべきであったといえないことは明らかである。

また、本件各不給付規定が「地位の格下げ」あるいは「スティグマの押し付け」を現にもたらしているかのようにいう点についても(控訴理由書・22ページ) 前記第3の3(2)で述べたとおり、理由がないことは明らかである。

以上からすれば、控訴人の主張は、いずれも理由がない。

3 小括

以上より、本件各不給付規定が憲法14条1項に反しないとした原判決の認定判断を論難する控訴人の主張は、いずれも理由がない。

第5 結語

以上のとおり、本件各不給付規定が憲法14条1項に違反しないと、それ

を前提に、控訴人の請求を棄却するなどした原判決の判断は正当であって、控訴人の主張は理由がないから、本件控訴は速やかに棄却されるべきである。

以 上